

露店、催しで火気器具等を使用する場合は、火災予防条例により

消火器の準備が必要です

条例改正の背景

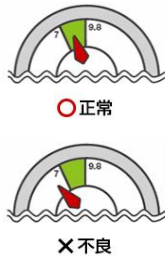
平成25年8月、京都府福知山市で行われた花火大会において、死者3名、負傷者56名（うち重症16名）という甚大な被害が発生した火災を踏まえ、衣浦東部広域連合火災予防条例が改正されました。

この火災は、花火大会に出店していた露店の関係者が、発電機にガソリンを給油しようとしたところ、ガソリン携行缶からガソリンが噴出して周囲の観客に降りかかるとともに、露店で使用していたガスコンロの火が引火し爆発的に燃焼したものです。

この改正により、お祭りや各種イベントなどの不特定多数の人が集まる催しにおいて火気を使用する露店を開設する場合は、消火器の準備等が義務化されました。

準備する消火器は？

- 消火器は「業務用消火器」を準備してください。
- 使用期限が過ぎていないもの、蓄圧式の消火器は圧力が規定以上のものを準備してください。



【業務用消火器】



※住宅用消火器、スプレー式消火具は除きます。

露店開設時の注意事項

■ガソリン携行缶

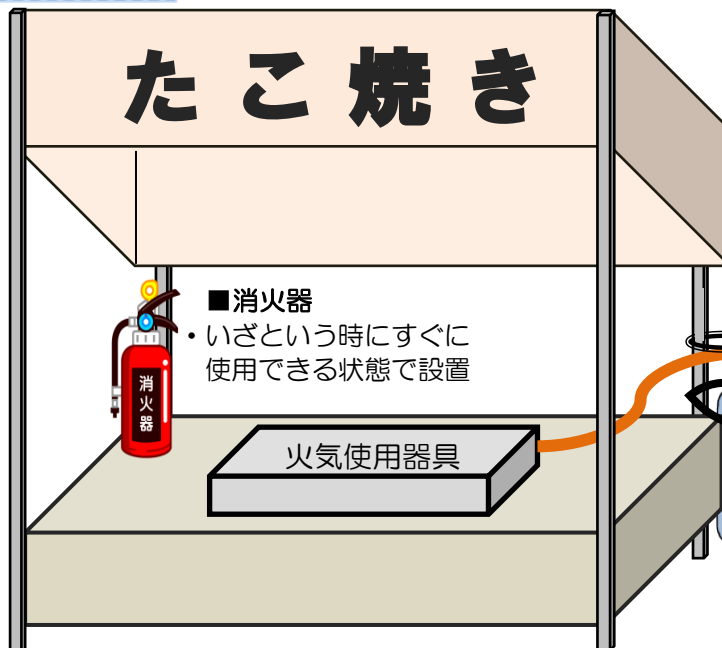


- 火気のない場所に置く。
- 直射日光を避ける。

■発電機



- 燃料補給はエンジンを切って！



■段ボール等の可燃物



- 火気周辺に置かない。
- 放火防止のため夜間等、むやみに放置しない。

■ガスボンベ

- ロープ、くさり等で転倒防止
- ガスホースは劣化していないものを使用

※その他、火気使用器具の取扱い等は火災予防条例に従って使用してください。



お問い合わせ先／衣浦東部広域連合消防局

消防局予防課 63-0136

安城消防署 75-2458

碧南消防署 41-2623

知立消防署 81-4142

刈谷消防署 23-1639

高浜消防署 52-1191



救いのち、
守るくらし

消防局キャラクター「キヌビィー」

防火安全自主チェックシート

該当する事項をチェックし、安全に実施しましょう。

自主点検表		確認欄
開設場所	消防水利（消火栓、防火水槽等）の使用に支障となる場所ではありません。	
	緊急車両の進入や周囲の建物からの避難の支障となる場所ではありません。	
自主防火管理	火災等の発生に備え、消火、通報、避難誘導等の担当者を決めています。	
消火器	業務用消火器を準備しています。	
対象火気器具等	対象火気器具等や燃料容器の正しい使用方法を理解しています。	
	対象火気器具等は、安定した床や台の上に設置しています。	
	対象火気器具等の近くには、可燃物を置いていません。	
LPガスボンベ	火気から離れた場所に転倒しないよう設置しています。	
	ゴムホースは、LPガス専用であり、ひび割れ等の破損や劣化はありません。	
	ゴムホースの接続部は、ホースバンド等で抜け防止をしています。	
カセットこんろ	カセットこんろには、カセットボンベ部分が覆われるような、大きな調理器具は載せていません。	
まき、炭等	まき、炭等の後始末用に、火消しつぼ等を準備しています。	
電気器具	照明器具、電気ストーブ等の近くには、可燃物を置いていません。	
	たこ足配線はしていません。	
	電気配線には、過度の荷重や張力はかかっていません。	
	水が掛かる場所の電気器具は、防水性です。	
発電機	事前に十分な燃料が補充してあります。	
石油ストーブ	燃料の漏れはありません。	
危険物容器	危険物容器は、消防法令に適合したものです。	
	直射日光や火気を避けた保管場所を準備しています。	
玩具用煙火	玩具用煙火をしまう不燃性の容器や防災性の覆いを準備しています。	
放火対策	露店を2日間以上にわたり開設する場合は、その日ごとに燃料や可燃物を持ち帰ることとしています。	